

令和元年度社会福祉法人監査方針及び重点着眼事項

会津若松市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年4月1日決裁）第4条の規定に基づき、監査方針及び重点着眼事項を以下の通り策定する。

1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

社会福祉法人制度改革として、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）及び「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（厚生労働省局長連名通知）等による関係法令・通知の改正が行われ、法人の経営組織のガバナンスの強化等が図られた。このことから、法人の自主性及び自律性の尊重を前提として、指導監査の効率化・重点化及び明確化を図るため、国から発出された法人の指導監査を行う基準である「社会福祉法人指導監査実施要綱」及び「指導監査ガイドライン」に基づき、適切な指導監査を実施する。

2 重点着眼事項

これまでの指導監査結果における文書による改善指導事項の傾向を踏まえながら、指導監査ガイドラインに基づき、以下の項目を重点着眼事項として効果的な指導監査を実施する。

(1) 法人の適正な組織運営について

ア 理事会及び評議員会において、要審議事項等が定款に基づき、適宜、実質的な審議に附され、適切な法人運営が行われていること。

イ 代表権を有する者及び資産の総額等、法人の登記すべき事項が、期限内に手続きがなされていること。

ウ 役員及び評議員の選任手続きが、定款の定めに従い適正に行われていること。

エ 理事会及び評議員会の議事録が適正に記録・保存されていること。

オ 役員等報酬基準に基づき、役員等の報酬が適正に支出されていること。

カ 定款及び役員等報酬基準、現況報告書及び計算書類をインターネット上で公表していること。

(2) 適正な会計処理の確保について

ア 法令等に基づく適切な法人会計の管理を確保するため、会計経理事務における内部牽制体制が確立され、関係通知や法人経理規程に基づく適正な経理事務が執行されていること。

イ 法人内部規程に基づく事務決裁にかかる専決権の行使及び意思決定過程の適正化が図られていること。

ウ 業務委託契約等について、契約相手方の選定及び経費の積算根拠等を明らかにし、入札等の事務の適正化が図られていること。

エ 法人経理規程に基づき、決算附属明細書等が適正に作成されていること。

3 その他

(1) 改善状況の確認について

指導監査の結果、是正又は改善を要する事項が認められた法人に対しては、文書による改善指導を行い、是正又は改善措置の状況について挙証資料を添付の上、報告を求める。

なお、次回指導監査時において、当該改善状況の確認を行う。

(2) 新たな社会福祉法人制度への対応

社会福祉法等の改正に伴い新制度への法人対応が円滑に行われるよう、法人に対する適切な情報の提供に努めるとともに、適確な指導・助言を通して安定的な法人運営に資する。

(3) 法人の新設に向けた適切な支援

社会福祉法人の新設を予定する者に対しては、評議員・役員の要件、資産要件及び実施事業等に係る助言及び指導を行い、法人の設立認可に向けた適切な支援を実施する。